

平成 28 年 第 1 回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）
会 議 録

2 月 24 日 開会

2 月 24 日 閉会

平成 28 年第 1 回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2 月 24 日（水曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 28 年第 1 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成 28 年 2 月 16 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成 28 年 2 月 24 日（水） 午後 2 時
2 場 所 香川県自治会館 7 階 会議室

午後 2 時 開会

出席議員 22名

1番	中村 順一	12番	田中 貞男
2番	大橋 光政	13番	城中 利文
3番	二川 浩三	14番	佐々木 邦久
4番	鎌田 基志	15番	安井 信之
5番	竹内 俊彦	16番	香西 茂知
6番	片山 圭之	17番	蓬 清二
7番	松永 恭二	18番	大松 喜次郎
8番	前川 昌也	19番	鈴木 義明
9番	内田 等	20番	山神 猛
10番	安藤 忠明	21番	志村 忠昭
11番	大山 博道	22番	田岡 秀俊

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課保健事業	
副広域連合長	大山 茂樹	グループリーダー	田中 裕子
副広域連合長	藤井 賢	議会事務局長	岡田 真介
事務局長	原田 典子	事務局書記	小河 啓二
事業課長	氏家 泰三		
総務課総務			
グループリーダー	高橋 伸彰		
事業課資格管理			
グループリーダー	吉田 卓矢		
事業課医療給付			
グループリーダー	尾崎 正典		
事業課保険料			
グループリーダー	矢野 正登		

議 事 日 程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定について

日程第 3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号から議案 8 号まで

議案第 1 号 平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 2 号)

議案第 2 号 平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 3 号 平成 28 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 4 号 平成 28 年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計予算

議案第 5 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

議案第 6 号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部
改正について

議案第 7 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制
定について

議案第 8 号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部改正について

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定について

日程第 3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号から議案第 8 号まで

○議長（鎌田基志君）これより平成28年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 議席の指定

○議長（鎌田基志君）まず、日程第1議席の指定を行います。

観音寺市議会から選出されておりました大賀正三君が昨年12月1日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同市議会から選出されました安藤忠明君の議席は10番に、また、三豊市議会から選出されておりました香川努君が去る2月22日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同市議会から選出されました城中利文君の議席は13番に会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ、指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において10番安藤忠明君及び16番香西茂知君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長（岡田眞介君）議案第1号～議案第8号の議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第8号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成28年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行い、不用額が生じる見込みがあり、その額がおおむね50万円を超え、かつ、補正することが適当と判断されるものを補正するものでございます。

まず、議案第1号、平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予（第2号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」では、通信運搬費及び派遣職員の給与費など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」では、医療機関等の適正受診に関する啓発用パンフレット作成等の経費及び長寿・健康増進事業の市町への補助金が当初の予定を下回ることなどから、減額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要でございますが、今回の補正額は、4,539万5,000円の減額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の総額は、5億1,720万2,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化等推進事業費補助金を、第4款「繰入金」では、特別調整交付金繰入金などを、それぞれ減額補正するほか、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号、平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」の第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます療養給付費負担金が当初の予定を下回る見込みとなることから減額補正し、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費が当初の予定を上回ることから増額補正するものです。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費について、各広域連合が共同して負担する共同事業への拠出金が当初の予定を上回る見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、介護保険が一部負担していた生活機能評価の同時実施が今年度から廃止され、健診単価が増となったことなどから、増額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」の第1項「償還金及び還付加算金」では、医療給付費や高額医療費の過年度分の精算において、超過額を返還する必要性が生じたことから、国庫負担金等の返還金として、それぞれ措置するものでございます。

また、第2項「繰出金」では、一般会計へ繰り出す市町への長寿・健康増進事業補助金が当初の予定を下回ったため、減額補正するものでございます。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございますが、今回の補正額は、1億7,942万7,000円の減額補正となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の総額は、1,373億3,516万4,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、療養給付費が当初の予定を下回ったことなどのため、減額補正するものでございます。

また、第2款「国庫支出金」の第1項「国庫負担金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を減額補正し、第2項「国庫補助金」第1目「調整交付金」では、普通調整交付金を減額補正する一方、旧麻田総合病院診療報酬不正請求返還金の不納欠損額の8割について、国から交付金を受け入れるため、特別調整交付金を増額補正するものでございます。なお、第2目「事業費補助金」は減額補正するものでございます。

また、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、後期高齢者交付金をそれぞれ減額補正するものでございます。

また、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」では、同交付金を、第8款「繰入

金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、第10款「諸収入」では、診療報酬等の返納金を、それぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号及び議案第4号の新年度予算案でございますが、平成28年度の予算編成に当たっては、保険料負担の軽減措置を28年度も継続して実施し、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するとともに、健康長寿社会の実現を目指して保健事業を拡充するなど、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

また、平成28及び29年度の後期高齢者医療保険料率につきましては、医療費の伸びを抑制するための診療報酬のマイナス改定が行われますものの、医療技術の高度化による一人当たりの医療費の増加や高齢化の進展による被保険者数の増加、また、世代間の負担の公平化を図る観点からの被保険者の保険料負担である後期高齢者負担率の、10.73%から10.99%への引き上げなどから、本広域連合においては、制度創設以来、初めて引き上げせざるを得ないこととなった次第でございます。改定後の保険料率につきましては、後ほど、議案第8号で御説明申し上げます。

まず、議案第3号、平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として、133万1,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を始め、被保険者証等の更新に伴う通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び賃借料のほか、派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費など、合わせて、4億5,469万2,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、特別対策事業費として、懇話会開催経費や、制度の広報・周知等の経費などのほか、保健事業実施計画に基づく糖尿病重症化予防事業経費を新規に計上するとともに、適正受診に関する啓発パンフレット作成経費、更に医療費適正化等推進事業費として、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託に係る経費のほか、後発医薬品差額通知に係る経費などを合わせて、6,648万1,000円を計上したものでございます。

以上、一般会計予算総額は、5億2,300万4,000円となり、平成27年度当初予算に比べ、金額で9億1,615万6,000円、率にして63.7%の減となった次第でございます。

減額の主な要因は、制度改正に伴うもので、保険料軽減財源となる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が基金事業から単年度補助事業に転換されたことに伴い、その受入が一般会計から特別会計になったことによるものでございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化等推進事業費補助金を、第4款「繰入金」では、特別会計からの繰入金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第4号、平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます療養給付費負担金及び療養費負担金を始め、審査支払手数料等を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金を、合わせて、1,360億3,677万4,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の減収や療養給付費の増加等による財政リスクに対応するため、香川県が設置している財政安定化基金への拠出金として、5,608万4,000円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和する事業に対する拠出金として、3,110万円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施する経費のほか、前年度に75歳になった被保険者を対象にした歯科健診や訪問歯科健診経費として、6億110万7,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻す過年度分の過誤納保険料等の経費を、第2項「繰出金」では、長寿・健康増進事業に係る国の特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を、合わせて、6,581万5,000円を計上したものでございます。

以上、特別会計の予算総額は、1,367億9,600万3,000円となり、平成27年度当初予算に比べ、金額で7億1,858万8,000円、率にして0.5%の減となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金などを、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金などを、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」では、同事業交付金を充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第5号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

主な内容としましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の給与に関する条例の根拠規定の条項を整備するための一部改正、並びに人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の公表事項の改正でございます。

次に、議案第6号、香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、職員の給与について、人事院勧告に準拠して、関係条文を改定するものでございます。

次に、議案第7号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

主な内容としましては、職員の給与に関する条例及び行政手続条例の不服申立ての審査請求への一元化に伴う所要の規定整備を行うための一部改正や、情報公開条例の行政文書の公開決定等に係る審査請求について、審理員制度の適用除外とするためや、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る手続きについて定めるための一部改正、並びに個人情報保護条例についても、個人情報の開示に係る審査請求に関し、情報公開条例と同趣旨の規定整備を行うための一部改正でございます。

次に、議案第8号、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成28及び29年度の保険料率について、所得割率を9.26%に、均等割額を4万7,300円に改定するとともに、均等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗する金額を、5割軽減については26万5,000円に、2割軽減については48万円に改定し、保険料の負担軽減の対象者を拡大するものでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。

○9番（内田 等君）はい、議長—9番。

○議長（鎌田基志君）9番 内田 等君。

〔9番（内田 等君）登壇〕

○9番（内田 等君）それでは、議案第3号平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算のうち、事務費負担金4億6,051万5,000円について質疑をさせていただきます。

まず、事務費負担金は、75歳以上の後期高齢者等である被保険者の医療保険事務を処理するための事務経費として各市町がその費用に充てるために負担していると理解しておりますが、間違いはないでしょうか。

次に、被保険者の医療事務を処理するために必要な事務経費の負担金は、すべて被保険者のための経費であることから、事務経費に固定経費と変動経費があるにせよ、その算出において、各市町ごとの人口数が計算基礎に含まれる必要は何もないと考えます。

各市町の事務費負担金の算出において、各市町の人口数が関係し、人口割が含まれている理由は何かをお聞きいたします。

次に、配布資料をご覧ください。

今の計算方式では平成28年度において、被保険者1人あたりの負担額が1番多い直島町は1人あたり7,238円、一番少ない三豊市が1人あたり2,837円、約2.6倍の差があります。ちなみに、県平均では1人あたり3,204円であります。現行の事務費負担金の負担割合は公平・公正なものと考えているのか、お聞きいたします。

次に、必要な経費の総額を被保険者数で割り、これに各市町ごとの被保険者数をかけたものが各市町の事務費負担金とするのが一番公平・公正ではないかと考えます。被保険者数に変動があれば、それに合わせて負担金も変動するわけですから、一々、計算基礎を変える必要はありません。

事務費負担金の負担割合は、被保険者割のみとすることが理にかなったものとなると考えるが、それに対する所見はいかがでしょうか。

次に、首長や担当者の会では、このことの説明はされたようではありますが、各市町において、このことを議論された様子はなく、広域連合から示されたものをそのままに

応しているのが現状であります。

本来、広域連合において、事務費負担金のあり方を検討すべきであると考えます。例えば、弁護士や学識経験者などの第三者による市町負担金のあり方検討委員会のようなものを設置し、諮問してはいかがか。なお、検討委員会は公開とし、県民に議論が見えるようにしていただきたい。

再度申し上げますが、今後もこのまま放置しておくつもりなのか、お聞きします。

○議長（鎌田基志君）ただいまの9番議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）9番内田議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第3号平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算中、事務費負担金のあり方のうち、まず、事務費負担金は被保険者の医療保険事務を処理するための事務経費として、各市町がその費用に充てるために負担しているのかについてであります。

事務費負担金につきましては、お尋ねのとおり、後期高齢者医療制度の運営における医療給付や保険料等以外の事務経費に充てるものとして、本広域連合規約第17条の規定に基づき、関係市町から均等割10%、被保険者割50%、人口割40%の負担割合で御負担をいただいているものでございます。

次に、事務費負担金の算出に各市町の人口数が関係し、人口割が含まれている理由についてであります。

事務費負担金の基本的な考え方は、地方自治法第291条の9第1項に規定されている、「当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。」を踏まえたものでございまして、どの様な指標を用いるかは、広域連合の構成団体が地域の実情等に応じて判断することとなっております。

本広域連合における事務費負担金につきましては、国から示されたモデル規約を踏まえるとともに、他の広域連合の状況も参考に、均等割は、関係市町に等しく、被保険者割は、関係市町の被保険者数に応じて、また、人口割は、関係市町の人口規模に応じて負担していただくものとして、これら3つの指標を負担金の算出基礎として用いることといたしたものでございます。

次に、現行の事務費負担金の負担割合は公平・公正なものと考えているのかについてであります。

本広域連合では、事務経費における固定経費と変動経費を踏まえ、被保険者割に加えて、均等割及び人口割を採用しておりますことから、各市町の事務費負担金をそれぞれの市町の被保険者1人当たり負担額で見た場合には、御指摘のように、市町間で最大約2.6倍の差異が生じることとなります。

しかしながら、一方で、均等割や人口割を導入することにより、人件費や電算システム賃借料、事務室借上料等の固定経費の共同負担や高齢化率の地域間格差の是正が図れる側面もありますことから、一概に公平・公正でないとは言えないと存じております。

また、各市町の平成27年度普通会計予算に占める広域連合の事務費負担金の割合は、17市町いずれにおきましても0.1%台であり、各市町における財政負担の観点から見た場合、概ね、公平な負担割合であると存じているところでございます。

次に、事務費負担金の負担割合は、被保険者割のみとすることが理にかなう考えに対する所見であります。

事務費負担金の算出基礎を被保険者数等のみにおいている広域連合は、全国でも高知県と岡山県の2県でございます。

その理由は、いずれも人口1,000人未満の村が県内に存在しており、これら極めて規模の小さい自治体の負担に配慮して、均等割等を採用していないと伺っているところでございます。

御提言にありますように、各市町の被保険者数のみで事務費負担金を按分することは、単純明快で分かりやすいとも言えますが、極めて規模の小さい自治体が存在しない本広域連合におきましては、固定経費などの共通経費に関し、均等割や人口割により、各自治体の規模や財政状況に応じた応分の負担をいただくことが妥当であるものと存じております。

また、後期高齢者医療制度は、医療給付の財源の約5割を、税金である国、県、市町からの負担金で、約4割を被用者保険などからの交付金、いわゆる若い世代からの支援金で賄っておりますように、社会全体でその制度を支える仕組みとなっておりますことから、その事務経費である事務費負担金においても、人口割を採用することに、一定の合理性があるものと存じております。

次に、第三者による市町負担金のあり方検討委員会などを設置する考えについてであ

ります。

本広域連合の事務費負担金の負担割合につきましては、構成団体であります17の市町等が一堂に会した本広域連合設立準備委員会において、様々な観点から検討した上で、広域連合規約案として取りまとめ、各市町の議会において御議決をいただいたものでございます。

また、被保険者割のみを算出基礎とする考え方の御提言を受け、平成25年6月及び27年10月に開催した香川県後期高齢者医療事務に関する市町担当課長会で、現在の負担割合となりました経緯等も踏まえ協議いたしましたところでございます。

その結果、現在の負担割合には合理性があり、制度創設以来、大きな制度変更がない現時点においては、見直しの必要性はなしとされたところでございまして、広域連合を構成する17自治体の市長及び町長で組織する本広域連合運営委員会でも、その協議結果を御報告いたしましたところでございます。

このようなことから、現在のところ、御提言の市町負担金のあり方検討委員会などの設置は考えておりませんが、今後、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しが行われる際には、事務費負担金のあり方についても併せて検討してまいりたいと存じます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。再質疑はありませんか。

○9番（内田 等君）議長—9番。

○議長（鎌田基志君）9番 内田 等君。

〔9番（内田 等君）登壇〕

○9番（内田 等君）御答弁ありがとうございました。

現在の状況は、報告のあったとおりだと思います。現在、単純に被保険者数で割りますと、約2.6倍の差があるのは、私は公平・公正だとは思っておりません。これはあくまで人口割が入っているのが原因としてあるのですから、そのことは御理解しておられるのかお聞きいたします。

その上で、広域連合の構成市町の人口割が含まれているのは、正当な理由とは思っておりません。先般、厚生労働省にお聞きしたところ、人口割が計算に含まれるはっきりとした理由というのはないとのことでした。ですから、先ほども答弁ありましたけれども、小さな町のような場合は、変更しても良いとのことでしたので、そのことを国にお伺いいたしますと、計算方法は各広域連合で決めることなので、なんら変更してもかまわないとのことでした。変えようと思えば、変えることができるわけ

ですから、この際、本当にどのようなあり方が良いのか検討していただきたいと思えます。

その上で、検討する委員会なども作らないということではありますが、今が良いから正しいではなくて、少なくとも検討する時間、場所くらいは作っていただきたいと思えますので、再度お考えがないのかお聞きいたします。

○議長（鎌田基志君）答弁について理事者側の調整のため、しばらくお待ちください。

ただいまの9番議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）9番内田議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第3号平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算中、事務費負担金のあり方のうち、まず、現行の事務費負担金の負担割合は公平・公正なものと考えているのかについてであります。

先ほども申し上げましたように、均等割や人口割を導入することにより、事務経費における固定経費の共同負担や高齢化率の地域間格差の是正が図られる側面もありますことから、一概に公平・公正でないとは言えないと存じております。

また、各市町の普通会計予算に占める広域連合の事務費負担金の割合、すなわち財政負担の観点から見た場合にも、概ね、公平な負担割合であると存じているところでございます。

次に、事務費負担金のあり方のうち、事務費負担金の算出に各市町の人口数が関係し、人口割が含まれている理由についてであります。

先ほども申し上げましたように、事務費負担金の基本的な考え方は、地方自治法の規定を踏まえるとともに、国から示されたモデル規約や他の広域連合の状況も参考に、均等割は、関係市町に等しく、被保険者割は、関係市町の被保険者数に応じて、また、人口割は、関係市町の人口規模に応じてそれぞれ負担していただくものとして、これら3つの指標を負担金の算出基礎として用いることといたしたものでございます。

次に、第三者による市町負担金のあり方検討委員会などを設置する考えについてであります。

先ほども申し上げましたように、本広域連合の事務費負担金の負担割合につきましては、本広域連合設立準備委員会において、様々な観点から検討した上で、広域連合規約

案としてとりまとめ、各市町の議会において御議決をいただいたものでございます。

また、市町担当課長会で、複数回にわたり協議をしまして、この協議結果を、広域連合運営委員会でも、御報告いたしたところでございます。

このようなことから、現在のところ、御提言の市町負担金のあり方検討委員会などの設置は考えておりませんが、今後、後期高齢者医療制度の運営主体が、都道府県化されるなどの検討がなされるなど、抜本的な見直しがなされる際には、事務費負担金のあり方についても併せて検討してまいりたいと存じます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。再々質疑はありませんか。

○9番（内田 等君）議長—9番。

○議長（鎌田基志君）9番 内田 等君。

〔9番（内田 等君）登壇〕

○9番（内田 等君）ありがとうございました。1点だけ質問したいと思います。

理屈はいろいろあると思います。どれが正しいとか、間違いとかじゃなくて、また、善通寺市が安くなるから言ってわけでもありません。ただ、これから人口が減り、人口構成比率が大きく変わってくると、この問題が再度出てこないとも限りません。

私は、少なくとも広域連合を運営する事務経費ですから、それぞれ1人に対して何円なのかということが、一番公平であると思っております。広域連合の方で大きな変動があったときに考えるということではありますが、できれば早く検討していただける時間をぜひ取っていただきたいと思っております。

また、これがあまり進まないということであれば、規約の変更を議員提案として出すことも考えております。私は被保険者割一つで行くのが公平だと思いますし、説明がつくと考えます。そのことについてどう思われるのか、一言だけ御回答いただけたらと思います。

○議長（鎌田基志君）答弁について理事者側の調整のため、しばらくお待ちを願います。

ただいまの9番議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）9番内田議員の再々質疑にお答え申し上げます。

議案第3号平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算中、事務費負担金のあり方のうち、事務費負担金の負担割合は、被保険者割のみとすることが理にかな

う考えに対する所見であります。

先ほども申し上げましたように、御提言の被保険者数のみで事務費負担金を按分することは、分かりやすく、理にかなう考え方の一つであると存じますが、極めて規模の小さい自治体が存在しない本広域連合におきましては、固定経費などの共通経費に関し、均等割や人口割により、各自治体の規模や財政状況に応じた応分の負担をいただくことが妥当であるものと存じております。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成28年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、御議決を賜りましてまことにありがとうございました。

さて、現在、国会では、平成 28 年度政府予算案が、審議をされております。今回の予算案では、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指す観点から、疾病・重症化予防、介護予防の推進など、個人の取組を促すインセンティブのある仕組みづくりや負担能力に応じた公平な負担など、給付の適正化に向けた制度改革等につきまして、方向付けされているところでございます。

なかでも、医療費の伸びを抑制するために、2年に1度の診療報酬の改定におきまして、診療報酬の本体部分はプラス 0.49%、薬価等はマイナス 1.33%などによりまして、全体では約 1%の減とし、国全体の医療費を年間約 6,200 億円削減することとされております。

このような中で、ただいま、御議決をいただきましたとおり、本広域連合におきましては、平成 28・29 年度の次期特定期間の保険料率を制度創設以来、初めて引き上げることとなりました。

被保険者を始め広く県民の方々にも、御理解をいただけますように、十分周知してまいりますとともに、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するため、引き続き、国の動向を注視しながら、関係団体を通じて必要な要望活動を行うなど、本制度の円滑かつ効果的な事業運営に配慮してまいりたいと存じております。

どうか、議員皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたしまして、まことに簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○議長（鎌田基志君）これにて平成 28 年第 1 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 47 分 閉会

會議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 安 藤 忠 明

議 員 香 西 茂 知